

震災からの復興

—文化財建造物保存・再生の意義と課題—

公害・環境特別委員会副委員長 尾谷 恒治 (61 期)

1 はじめに

2012年10月、東京弁護士会公害・環境特別委員会（歴史的建造物部会）は、日本建築家協会本部保存再生部会・同東北支部保存再生部会と共に、気仙沼・一ノ関・栗原・村田町といった東日本大震災の被災地において文化財建造物保存・再生の調査を行った。東日本大震災の被害は広範囲に及び、2011年8月までに判明しただけでも国宝・重要文化財が130棟以上、登録有形文化財が420棟被災したと言われている。

文化財建造物は、都市の記憶である。その地域の歴史的・文化的・社会的な文脈から生み出されてきた文化財建造物は、人々に過去と今の連続性を確認させ、地域のアイデンティティを形作る。

まだ津波の爪痕が生々しく残り、多くの建物が流され失われたままになっている気仙沼内湾地区において、国の登録有形文化財である男山本店店舗・角星店舗などが被災者や支援者の力によって元の位置まで曳家され、再生が図られていた姿は、心打つものがあった。数年後、これらが地域の復興のシンボルになって、活気あふれる気仙沼になっているものと願っている。

2 文化財建造物保存の仕組み

文化財建造物とは、「有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高い（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）」建造物をいう（文化財保護法2条1項1号）。

このうち「重要なもの」が重要文化財に指定され、その中でも「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるもの」が国宝に指定される

（同法27条1項・2項）。一般に、重点保護主義と言われている。

国宝・重要文化財以外の建造物で、「その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの」を登録有形文化財という（同法57条1項）。

また、条例に基づいて地方公共団体も指定を行っている（同法182条2項）。

以上の仕組みは原則として建造物単体の保存を目的としたものであるが、面的なまちなみを保存する仕組みとして、重要伝統的建造物群保存地区がある（同法144条1項）。

3 震災からの保存・再生の課題

(1) 経済的要因による課題

震災からの保存・再生の課題は、経済的な要因によるものが大きい。

震災の有無にかかわらず、歴史的建造物が失われる原因として、維持管理のコスト・未利用容積の存在による不経済性といった経済的な要因が言われるが、被災すると、これらの問題が一気に表面化することとなる。

象徴的なのは、今回、登録有形文化財や未指定文化財の多くが解体され、消失している点である。

重要文化財の場合、保存・再生のための修理経費が補助金として国や地方公共団体から交付される。また、固定資産税の免除等もあるため、建材さえ残れば保存・再生されるケースが多いと言われている。

しかしながら、登録有形文化財の場合、原則として修理経費についての補助はなく、固定資産税の減免も建物についてしか認められていない。また、未指定文化財の場合にはごく一部を除いて補助が

ない。その結果、例えば、この度の調査で訪問した宮城県内陸部の一ノ関では、登録有形文化財「世嬉の一酒造場」の店蔵のほとんどが所有者や建築家などの努力のもと保存・再生されたものの、巨大な土扉の一つが解体されてしまった。また、村田町でも、伝統的建造物群保存地区とすることが検討されながら、被害にあった店蔵が一部解体される事態が生じている。

もっとも、宮城県沿岸部の気仙沼では、3階部分だけを残して津波で流された登録有形文化財「男山本店店舗」や2階部分だけを残して数メートル先まで津波で流された登録有形文化財「角星店舗」などが元の位置まで曳家され、再生に向けた工事を開始していた。これは、国内外の民間有志から募金を集める「東日本大震災被災文化財復旧支援事業（Save Our Culture, SOC基金）」や文化庁の「NPO等による文化財建造物の管理活用事業」から支援を受けて行われており、注目される。

宮城県内陸部の栗原では、柱が折れるなど倒壊の危機にあった「くりでん」旧電車車庫が応急処置を施したままとなっていた。残存する木造車庫として希少価値を有するものであるが、修復のための費用の調達が課題となっていた。栗原には史跡もあることなどから、調査メンバーから、国から資金の拠出を受ける仕組みとして地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）の活用を検討してはどうかという提案もなされた。

また、栗原では、屋根や壁などに被害が生じた市指定文化財「金成ハリストス正教会」を訪問した。同教会は、正教会からの寄附により既に再生されて

おり、経済的な支援の重要性を再認識させられた。

(2) 経済的な要因以外の課題

経済的な要因以外の課題も見つかった。

東日本大震災では、1995年1月の阪神淡路大震災の反省から、国土交通省所管の日本建築防災協会が二次災害を防止するための「応急危険度判定」が行われた。建物内への侵入が危険と判断された場合赤色のラベルが貼られる。通称「赤紙」である。

また、内閣府の指針のもと、地方自治体による「建物被害認定調査」が行われ、「り災証明書」が交付された。この証明書で全壊や大規模半壊と認定された建造物について、多くの自治体は、期間を限定して解体・撤去費を負担する支援策を打ち出した。

これにより、解体・撤去のインセンティブが強く働き、保存・再生が可能であったにもかかわらず、検討する時間もないままに取り壊されてしまった可能性がある。

文化財建造物の保存・再生と安全性の確保は、しばしば緊張関係に立つが、首都圏においても、直下型地震が高い確率で想定されている中で、保存・再生と安全性の確保を両立するための仕組み作りが求められるといえる。

(3) その他の課題

以上の他、文化財建造物の保存・再生をめぐるには、保存・再生の理念や手法、担い手の育成など多くの課題がある。

そのため、文化財建造物の保存・再生には、建築家やその他の専門家との協同作業が不可欠であり、本調査はその礎になったものと考えている。



男山本店店舗(気仙沼)



世嬉の一酒造場(一ノ関)